

戒の防護と捨戒

——律儀 (saṃvara) の生起をめぐって——

中 川 正 法
(九 州 大 学)

は じ め に

出家をしたものが、定められた出家者としての学処を守る力が弱まり、罪を犯す前に故意にその学処から離れることを、「捨戒」あるいは「捨学処」(ṣikṣā-pratyākhyāna) という。学処を捨てることなく、たとえば淫戒を犯した場合、教団を追放されるが、捨学処を行っておけば、たとえ教団を追放されるような行為を行ったとしても、再び教団に戻る道が開かれている。

徳光 (Guṇaprabha) は、主著である Vinayasūtra (『律経』以下 VS と略) および自註 (VSV) において 'pratyākhyānavidhiḥ' という節を設け、捨戒にあたっての言葉や発言内容を示しつつ、それらがどのような相手に理解された場合に捨戒として認められるかを詳細に論じている。

また彼は、言葉や行動で示された捨戒が成立する根拠として、「律儀の減」(saṃvara-dhvaṃsa) ということに言及しており、そこには戒を防護することと「律儀」というものが深い関係にあることが示唆されている⁽¹⁾。

本稿では、戒の防護と捨の成立に関わる「律儀」に注目しつつ、これまで十分に検討を加えることができなかった VS および VS における「律儀」に関する言及を取り上げ、「律儀」を考察する一助としたい。

1. 律儀とは

saṃvara は、漢訳では「律儀」と訳され、「悪をなさないようにする抑制力」「自己規制」を意味する。また、この抑制力によって自己が悪から守られることから「護」とも訳されている。戒の条文を意味する pātimokkha は、saṃvara と結びついて「波羅提木叉律儀」あるいは「別解脱律儀」と訳されるが、「波羅提木叉律儀」(pātimokkha-saṃvara) とは、pātimokkha の学処(条文)に示される悪をなさないようにする抑制力であり、比丘と沙弥と優婆塞それぞれが保つ戒によって、悪から防護する力が生まれることから、それらの戒を「別解脱律儀」という。『俱舍論』には、「犯戒の出現を遮防し、抑制するのが律儀である」と定義がなされている。

pātimokkha-saṃvara は、『長部經典』「沙門果経」をはじめパーリ律において以下のごとく定型句として知られる。

Evam pabbajito samāno pātimokkha-saṃvara-saṃvuto viharati
ācāra-gocara-sampanno aṇumattesu vajjesu bhaya-dassāvi
samādāya sikkhati sikkhāpadesu (DN. vol. 1. p. 63).

このようにして [彼は] 出家者となり、戒律を守ることによって守られ、正しい行いと [行動の] 範囲を維持して生活します。きわめて軽微な罪過に関しても恐れを抱き、戒条の各条項を正しく受持し学習します……。 (『長部經典 I』⁽²⁾ 下線部筆者)。

Pāli Dhammapada において saṃvara という語が見られるのは、185, 360, 361, 375の四つの偈においてである。このうち360, 361では、「眼・耳・鼻・舌・身・ことば・心・あらゆること」を「慎む、正しくする (saṃvara)」ことによって苦しみからのがれるという教えにおいて見られ

る。

また、185, 375は、いずれも ‘pātimokkhe ca saṃvaro’ という句において見られる。とりわけ185偈は水野弘元博士の研究成果である対応表に示されるように、律文献はじめ多くの箇所と同じ詩句としてみられるものである。⁽³⁾ ‘pātimokkhe ca saṃvaro’ は、「戒律に関しておのれを護り」「戒においてつつしみ」と訳され、漢訳では「善護於戒經」（根本説一切有部戒經・毘奈耶など）、「如戒所説行」（十誦律など）と表現される。

中谷英明氏は、Dharma-pada の成立と展開にふれつつ、その教義と実践について論じている。そこにおいて氏は、詩節の内容を検討する中で「諸々の形成物はすべて滅するという自覚すなわち jñāna (知) があってはじめて「離欲」(vairāgya) なり「不殺生」(ahiṃsā) なりの saṃvara (「穢れの侵入」防止) すなわち「(自己) 制御」が希求され、また実際に可能となり、その結果世界を放棄した平等心、つまり涅槃が実現するのである。」と述べられている。さらに jñāna(知)を、saṃvara(自己制御)と並記して涅槃への契機とする詩節を示しつつも、涅槃に到る方法として、知より saṃvara の実行に重点が置かれていたのではと推測されている。⁽⁴⁾

2. VS および VSV にみる律儀

近年、大正大学総合佛教研究所の『律経』「出家事」研究会は、『チベット・ウメ字転写梵文写本集成』によって、VS および VSV の校訂テキストならびに翻訳を提示しての研究成果を発表されている。⁽⁵⁾ その研究成果を参照しながら論を進めていく。

「出家事」をもって始まる VS・VSV は、第2偈より出家作法を具体的に示していく。本稿のテーマである「律儀」に言及される箇所を求めると、

第3, 5, 6, 8偈に対する自註 (VSV) においてみる⁽⁶⁾ことができる。

「それゆえ、ある特定の比丘に依止した者に対して、和尚によって出家・具足が [ある]」という第3偈に対する自註において、比丘としての出家・具足戒を受けるには、沙弥の律儀 (śrāmaṇera-saṃvara) が付随すべきであること、出家が行われた和尚とは別のものから律儀が与えられることが述べられている。

「律儀の順序を示して述べる」という導入に続く第5偈は、「優婆塞・沙弥・比丘において、前段が成就していない者に後段はない」とある。この偈は、出家を望むものが、最初に優婆塞であるべきであり、その後沙弥そして比丘となることを知らしめるためであると自註は述べる。同時に、優婆塞律儀・沙弥律儀・比丘律儀という語句とともに、各律儀における出家作法の差異が示される。

第6偈は「[三] 帰依していることを承認する言葉を経て、優婆塞もしくは沙弥の承認 [要請] の言葉を発すべきである」とある。自註では、三帰依の言葉を述べるのが律儀授与の時点 (saṃvarādānakāla) において重要であり、三帰依は律儀授与の言葉の一部となることが示される。それに続き、「涅槃への希求 (nirvāṇāśaya) が確固となることなしに、律儀の発生があるのではない。というのは、律儀とは、涅槃にふさわしいもの (nirvāṇānugūṇya) であるからである」と述べている。

第8偈は「[和尚] 自らが、優婆塞となることを指導して、僧伽の布告役の比丘に報告すべきである」と、優婆塞に関するものである。自註は、和尚自らが「優婆夷になることを指導して」、つまり、優婆夷の律儀を与え、その出家を望むものに知らせる [役割の] その比丘に、報告すべきであるとする。

以上、これまでに発表されている「出家事」冒頭の研究に基づき、「律

儀」に関する箇所のみを抄録してみたが、ここではとりわけ律儀と涅槃とを関連させて言及している点に注目しておきたい。

さて、VSの「出家事」では、最終箇所に‘Pṛcchāgatam’という節をもっている。Pṛcchā節は、それまで言及してきた偈における重要な語句や概念のはっきりしない語句について解説を与えていくものである。「出家事」におけるPṛcchā節では、saṃvara（律儀）とasaṃvara（不律儀）という見出しをもって、「律儀」の生起について論じられている。

以下に、この節に含まれる偈を示しつつ、その内容を確認しながら、本稿のテーマである「律儀」について考察を試みる。

なお、偈の数字ならびに徳光による自註は、BG本によるものであり、（ ）内は、大正大学総合佛教研究所がウェブサイトで公開しているウメ字本VSの番号である。⁽⁸⁾

内容を十分に把握できていない偈もあるが、偈に述べられていることを、部分的ではあるが自註をも参照しつつ以下に示していく。

na amanuṣyagatikauttarakauravakayoḥ saṃvarasya kṣetratvam
// 615(589, 590)

人間とは別の世界に生まれたもの、人間界に属するものであってもウッタラクルのもの、彼らにとって律儀が生じることはない。

na tṛtīasyāṃ parivṛttau vyañjanasya // 616(591)

根（性器）の3回目の転換を行ったものに、（律儀は）生じない。

na prathamadvayoḥ dhvastir iti // 617(592)

第1回目と2回目の転換に対しては、（律儀の）減はない。

utthānaṃ gṛhyamāṇatve // 618(593)

謹慎（マーナッタ）を受け入れた者には、（律儀の）生起がある。

619偈から621偈では、具足戒を受けるときの、和尚と律儀との関係につ

いて述べている。

anupādhyāyakatāyāṃ tadvataḥ // 619(594)

和尚がいない場合でも、和尚がいるが如し。即ち律儀は生起する。

anupasāṃpannatve'sya // 620(595)

和尚が具足戒を受けていない時（律儀は生起するのかが。）

na, jānāne'sya abhikṣutvam // 621(596)

（和尚が）比丘でない知っている時には、（律儀の生起は）ない。

621偈の自註において、以上三つの偈に関して以下のように註釈がなされている。⁽⁹⁾

和尚がいたとしても、具足戒を受けようとするものが、「この和尚は比丘ではない、即ち具足戒を受けたものではなくあるいはサンガより追放されるべきものである」と知っていたならば、律儀の生起はない。『律事 (grantha)⁽¹⁰⁾』に述べられている。「具足戒を待つものが賊住比丘によって具足戒を受けるならば、具足戒を受けたことになるのか、あるいは受けたことにならないのか。曰く。もし私の和尚は賊住比丘であると知っていれば未具足といわれ、知らなければ具足を得たといわれる。このように、以前に違犯した和尚によって等々」と。「等々」というのは、別衆あるいは在家の和尚によってということである。和尚でない場合といえども、律儀の生起はある。「かの和尚は比丘でない」と知っているときには、どうして律儀の生起がないといえるのか。なぜならば、彼は（戒が）犯されているということを知っているという意味である。戒は害されていないではないか、あるいは戒は意味がないではないかなどといて、律儀の生起はあるといってもそれはそうではない。和尚でないことに気づいていないということと同じではない。和尚が具足戒を受けていないとき、律儀の生起はあると述べられ

たが、サンガに関していうならば、サンガが具足戒を受けていないと
いうことを知っている場合には、律儀の生起はない。具足戒を見張る
ものがないから。

これまでの VS に関する考察により、VS と対応する内容を多く含む律
文献の一つに『薩婆多部毘尼摩得勒伽』を挙げてきたが、その巻第 3 「問
受戒事」において、上記の偈の内容と対応する箇所が見られる⁽¹¹⁾。VS の内
容を考えるにあたり、手がかりとなるものであるため以下に示す。

受戒人不知和上是賊住。依彼出家受具戒。爲得戒不。答得戒。諸比丘
犯突吉羅。

非出家人爲和上。與人受具足。爲得戒不。答得戒。

『摩得勒伽』では、「和上が賊住なるを知らずして、彼により出家して具
戒を受け」たとき「戒を得」とある。すなわち具足戒は成立し、律儀が生
じるという判断である。このとき、諸比丘に対して突吉羅罪が犯されたと
するが、この点は、罪の有無について言及していない VS と異なる。

nainaṃ pratyācakaṣaṇe // 622(597)

拒否が成される場合には、(律儀が生起することは)ない。

自註は、和尚に対する拒否であると述べる。この偈と対応するとみられ
るのが『摩得勒伽』における以下の規定である。

若受具戒時捨和上。爲得具足戒。爲不得耶。答不得。

和上を捨てる、即ち拒否した場合、具足戒は得られないという判断であ
り、VS と同じ判断である。

この偈に対する自註において、以下のように述べられている。

『律事』に言う。「具足戒を受けるものが、和尚を拒否したとき、具足
戒を受けたことになるのか、それとも受けたことにならないのか」。

「曰く。具足戒を受けたことにはならない」と。

na anayoḥ nāma-anudbhāvane // 623(598)

これら二人の、名前の顯示がない時には（律儀の生起は）ない。

具足戒を受ける者や羯磨師によって、（領域に属する）和尚の名前が顯示（宣言）されない場合には、律儀の生起がないと自註は述べる。

na saṃghasya tadyoneḥ // 624(599)

サンガの名前あるいは系統が（述べられなかった時、律儀の生起は）ない。

受戒者あるいは羯磨師のどちらか一方によって、サンガの名前あるいはサンガの系統 (yoni) が述べられなかったとき、律儀の生起はないとする。『律事』に言う。「具足戒を受けるものに対し、三種の具足戒を受けられないものがある。自分の名前を述べられないもの。和尚の名を述べられないもの。具足戒とは何かを知らないものである」。また、羯磨師に対して『律事』は言う。「三つの中の一つ、すなわち和尚、具足戒希望者、サンガの名前を宣言しないとき、具足戒を受けたものとなるか未具足戒となるか」と。この『律事』の内容は、『摩得勒伽』における次の規定に対応する。

受具戒時作者不稱三種名。謂和上衆僧受戒者。名爲得戒。不得戒耶。
答不得戒。

nā'gārika-tirthikadhvaje // 625(600)

在家者や外道の相を持つ者には、（律儀の生起は）ない。

na nagnakupitapumḥāliniṣu // 626(601)

裸の者、怒った者、鋤を持つ者に（律儀の生起は）ない。

具足戒を受けようとする者が裸であるというのは、外道の相を持っているということである。怒っている者は、堅固さを失っている。鋤の先を持つもの（? : puṃphālin）に対して具足戒がなされても、具足戒を得たことにはならない。鋤の先に触れて人が死ぬことになれば、受戒具足戒が犯

罪者となるから。

na nimittaviparyayā'nabhyupetau utkṣiptakasya // 627(602)⁽¹²⁾

duṣkṛtamātrakam apūrvaparvatāyām // 628(603)

前の段階に対する場合には、突吉羅罪となる。

優婆塞でないまま沙弥に到る具足戒が行われたとき、沙弥でないまま比丘に到る具足戒が行われたとき、突吉羅罪となる。律儀は生起する。『律事』に言う。「在家にあり未出家のものに具足戒がなされた。具足戒を受けたことになるのか、受けたことにならないのかといわれて答える。具足戒を受けたことになる。具足戒を与えた者たちには、突吉羅罪がある」と。

ayāñcāyām upādhyāyasya antarāyikayā'praśne // 629, 630(604,
605)⁽¹³⁾

和尚が、犠牲に関係するものか、出家が妨げられているものに対して
質問をなさなかった時

両者の場合ともに突吉羅罪となるが、律儀は生起する。この内容は『摩得勒伽』における次の規定に対応する。

受具戒時不問遮道法。便與受戒。爲得戒不。答得戒。諸比丘犯突吉羅。

pratijñāne'sya asato dāne // 631(605)

遮法がないことに関しての証言がなされた時

具足戒を受ける者が「私には遮るものがある」と証言した時、突吉羅罪となるが、律儀は生起する。具足戒を受けるものによって、遮法について、「私には遮るものが具わっている」という主張がなされたとき、突吉羅罪となるが、律儀の生起はある。『律事』にいう。「大徳よ。遮法が具わっています、遮るものがあります、と言うものに対し具足戒が行われた。具足戒を受けたというべきか、未具足戒というべきか。曰く。具足戒を受けたとなすと。しかし、具足戒を与えたものには罪がある」と。

na puruṣānukṛtvaṃ striyā, stryanukṛtitvaṃ ca puruṣasya vyañ-
janāntaraprakāraḥ // 632(606)

男のように振舞う女性と、女のように振舞う男性には（律儀の未生起は）ない。根の違いが明らかであるから。

以上をもって、‘saṃvara-asamvarau’ と名付けられた節が終了する。

3. 小 結

VS および VSV では、「出家事」の冒頭「出家作法」において「律儀」について言及がなされ、さらに Pṛcchā 節では具足戒における律儀の生起と未生起をめぐり、その判断基準が示されていることを見てきた。

出家作法の中で、「律儀」が授与され、「学処を護り、悪を抑制しようとする力」すなわち「律儀」が生起する。しかし一方では、それを防護する力が弱まったとき、「仏・法・僧や師・和尚を捨てる」「私を在家者とみなせ」という「捨戒」の文句を人に伝え理解されれば、律儀を所依とする学処が捨てられたと見なされ「捨戒」が成立し、サンガを離れることになる。

VS 全体の構成については、徳光自身が述べているとおり、出家事の直後に彼の意図にもとづき「経分別」が置かれている。しかし、これまで指摘してきたように、経分別の前に、突如「捨戒」に関する規定が8偈にわたって述べられている。内容は、第一波羅夷の条文中の語句の説明であるから、「経分別」ではあるが、なぜ「捨戒」だけを取り出して、註釈をほどこしているのか疑問である。しかし、このたび本稿において確認してきたように、サンガに属するものたちにとって最も重要な学処に関わる「律儀」を重要視する徳光の意図が、「捨戒」に関する規定を取り出して先に示したことに反映されているのではないだろうか。

註

- (1) 中川正法「捨戒の成立と律儀（I）」『西日本宗教学雑誌』第10号 1988年 pp. 34—40.
- (2) 中村 元監修『長部經典 I』春秋社 2003年 p. 81.
- (3) DHAMMAPADA PTS. 1994, p. 52.
185. anupavādo anupaghāto pātimokkhe ca saṃvaro mattaññutā ca bhattasmiṃ pantañ ca sayanāsanam adhicitte ca āyogo etaṃ Buddhāna sāsanam.
水野弘元「『パーリ法句經』偈の対応表」『仏教研究』第20号 平成3年 p. 28.
- (4) 中谷英明「Dharma-padaにおける jñāna, saṃvara, nirvāṇa」『日本仏教会年報』第47号 pp. 31—55.
- (5) 『律經』出家事研究会「『律經』「出家事」の研究(1)」『大正大学総合佛教研究所年報』25, 2003年。2007年までに研究(4)まで発行。
- (6) 「『律經』「出家事」の研究(1)」 pp. (65)—(70), (77)—(85).
- (7) P. V. Bapat and V. V. Gokhale, Vinayasūtra and Auto-Commentary on the same, Patna 1982, pp. 53—56.
- (8) <http://www.tmx.tais.ac.jp/sobutsu>
- (9) Bapat and Gokhale, p. 54, ll. 13—23. 試訳として示す。
- (10) 「『律經』「出家事」の研究(1)」付論 p. 94.
- (11) 大正藏 23. 579b—c.
- (12) この偈に関しては、自註を含め内容を理解できない。今後の課題としたい。
- (13) ウメ字写本：ayājñāyām upādhyāyasya āntarāyikasyāpraṣṇe.

